

○静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則

平成15年4月1日

規則第178号

改正 平成17年10月11日規則第118号

平成20年3月26日規則第21号

平成27年3月30日規則第67号

平成27年11月4日規則第105号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例（平成15年静岡市条例第189号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車場の利用の手続)

第2条 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」（以下「駿府匠宿」という。）の施設のうち駐車場を利用しようとする者は、利用の際に条例第10条第2項の利用料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、駐車場を普通自動車（4輪の軽自動車及び小型特殊自動車を含む。）で利用しようとする者は、トークン（様式第1号）の交付を受け、退出の際、精算機により精算しなければならない。

（平17規則118・旧第6条繰上、平27規則67・旧第4条繰上・一部改正、平27規則105・旧第3条繰上・一部改正）

(利用料金の承認手続等)

第3条 指定管理者は、利用料金について、条例第10条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認証（様式第3号）を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を駿府匠宿を利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平27規則105・追加)

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第4条 条例第10条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第10条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27規則105・全改)

(利用料金の還付の基準等)

第5条 条例第10条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、市長が特別の理由があると認めるときとする。

2 指定管理者は、条例第10条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第3条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平27規則105・追加)

(入場者の遵守事項)

第6条 駿府匠宿の入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 危険物を持ち込まないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所で飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(平17規則118・旧第8条繰上・一部改正、平27規則67・旧第6条繰上、平27規則105・旧第5条繰下)

(指定管理者の指定の申請書類)

第7条 条例第11条の規定による申請は、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」指定管理者指定申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画書(様式第5号)

- (2) 静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画に関する収支予算書（様式第6号）
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類  
（平17規則118・追加、平27規則67・旧第7条繰上・一部改正、平27規則105・旧第6条繰下・一部改正）

（協定の締結）

第8条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と駿府匠宿の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

（平17規則118・追加、平27規則67・旧第8条繰上、平27規則105・旧第7条繰下）

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、駿府匠宿の管理に関し必要な事項は、別に定める。

（平27規則67・旧第9条繰上、平27規則105・旧第8条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則（平成11年静岡市規則第34号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年10月11日規則第118号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第8条を第6条とし、同条の次に2条を加える改正規定及び様式第5号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第67号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月4日規則第105号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

トークン



備考

- 1 直径2.49センチメートル
- 2 材質は、金属とする。

様式第2号（第3条関係）

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

指定管理者

名 称

代表者氏名

㊟

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金の承認を受けたいので、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

施設名	利用区分	単位	申請額	条例での限度額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

2 申請理由

3 実施時期 年 月 日から

（注）必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第3号（第3条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」利用料金承認証

年 月 日付で申請のあった静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

施設名	利用区分	単位	承認額	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- (1) 承認額に基づき利用料金を決定してください。
- (2) 利用料金を決定したときは、この承認証を利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第4号(第7条関係)

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

所在地(法人以外の団体にあつては、その代表者の住所)

申請者 名 称

代表者氏名

㊟

電 話

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例第11条及び静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例施行規則第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。



様式第5号(第7条関係)

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画書

事業計画の理念・方針
実施事業の概要(事業の構成及び年間計画表)
実施体制図
特記事項(効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等)

様式第6号(第7条関係)

静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」事業計画に関する収支予算書

収入			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

支出			千円
	科目	内容・数量	金額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円

様式第1号 (第2条関係)

(平17規則118・一部改正、平27規則67・旧様式第3号繰上・一部改正、平27規則105・一部改正)

様式第2号 (第3条関係)

(平27規則105・全改)

様式第3号 (第3条関係)

(平27規則105・全改)

様式第4号 (第7条関係)

(平17規則118・追加、平27規則67・旧様式第6号繰上・一部改正、平27規則105・一部改正)

様式第5号 (第7条関係)

(平17規則118・追加、平27規則67・旧様式第7号繰上・一部改正、平27規則105・一部改正)

様式第6号 (第7条関係)

(平17規則118・追加、平27規則67・旧様式第8号繰上・一部改正、平27規則105・一部改正)